

介護老人保健施設 葵の園・仙台泉

## 運営規程

医療法人社団 葵会

(趣旨)

第1条 医療法人社団葵会が開設する介護老人保健施設葵の園・仙台泉（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された入居者（以下「入居者」という。）に対し、介護保険関係法令の趣旨に従って、入居者がその有する能力に応じ可能な限り自律的な日常生活を営むことができるように支援するとともに、入居者の居宅における生活への復帰を目指した介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当ユニット型介護老人保健施設サービス事業の運営方針は次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自律的な生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。
- (2) 各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。
- (3) 入居者の意志及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- (4) 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家族との結びつきを重視し、市区町村、居宅介護サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(名称及び所在地)

第4条

- (1) 名称 介護老人保健施設 葵の園・仙台泉
- (2) 所在地 宮城県仙台市泉区泉中央南16番

(職員の員数)

第5条 当施設の職員の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令に定めるところにより、これを下まわらないこととする。

- (1) 管理者（医師）1名 介護老人保健施設に携わる職員の統括管理、指導を行う（管理者）。  
また、入居者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。（兼務）
- (2) 薬剤師（業務委託） 医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、入居者に対し服薬管理を行う。
- (3) 看護職員 10名以上 医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、入居者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員 25名以上 入居者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員 1名以上 入居者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行う。

(6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 2 名以上

リハビリテーションプログラムを作成するとともに、機能訓練の実施に際し指導を行う。

(7) 管理栄養士 1 名以上 献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等入居者の食事管理を行う。

(8) 介護支援専門員 1 名以上 入居者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護更新認定の申請手続きを行う。

(9) 事務職員 2 名以上 施設の庶務及び会計事務を行う。

(入所定員)

第 6 条 当施設の入居定員は、100 名とする。

1 ユニットの利用定員は 10 名とし、ユニットの数は 10 ユニットとする。

ただし、災害その他やむを得ない事態が発生した場合はその限りではない。

(施設サービス内容)

第 7 条 当施設のサービス内容は、次のとおりとする。

(1) 食事、排せつ、入浴、着替え等の介助

(2) 機能訓練

(3) 医療、看護及び健康管理

(4) 相談及び援助

(5) 社会生活上の便宜の供与

(6) その他の日常生活上の世話

(利用料金)

第 8 条 入居者は、次に定める利用料を当施設に支払うものとする。

(1) 重要事項説明書に定める料金表による入居者負担額

(2) 重要事項説明書に定める料金表による食費、居住費、入居者が選定する特別な食事の費用、日常生活品費、理美容代、その他の費用等利用料金

2 当施設は、前項の費用の支払いを受ける場合には入居者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で施設サービス提供開始に同意する旨の文書に署名又は押印を受けることとする。なお、やむを得ない事情等により、当該内容及び費用の変更がある場合も同様に同意を得るものとする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第 9 条 当施設の利用にあたっての留意事項は以下のとおりとする。

(1) 面会は午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までの間とする。ただし、特別に事情がある場合はこの限りではない。

(2) 消灯時間は午後 9 時 00 分とする。

(3) 管理者、医師、支援相談員、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護職員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

(4) 外出又は外泊をしようする時は、所定の手続きをとって外出外泊先、用件、施設への帰着する予定日時などを当施設に届け出なければならない。

- (5) 健康に留意するものとし、当施設で行う健康診断は、特別の理由がない限り、努めて受診しなければならない。
- (6) 施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため当施設に協力しなければならない。
- (7) 身上に関する重要な事項が生じた時は、速やかに管理者又は支援相談員に届け出なければならない。
- (8) 当施設内で、営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動を行い又は斡旋してはならない。
- (9) 当施設内で、他の入居者に迷惑をかける行為を行ってはならない。

(緊急時における対応方法)

第 10 条 職員は、施設サービスを提供中に、入居者の病状に急変その他緊急事態が発生した場合は、速やかに管理者及び主治医に報告し、指示に従う。なお、その間必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第 11 条 当施設は、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、防火管理者講習修了者を充てる。
- (2) 火元責任者には、管理者が指名した職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や自身が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年 2 回以上  
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ②入居者を含めた総合避難訓練 年 1 回以上
  - ③非常災害用設備の使用方法的徹底 随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第 12 条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。

- (1) 入居者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならないこと
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること

(職員の質の確保)

第 13 条 管理者は、施設の職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 14 条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団葵会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 15 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜間勤務に従事する者は、年 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(守秘義務)

第 16 条 管理者は、職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(苦情処理)

第 17 条 入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2 提供するサービスに関して、市町村が行う文書その他の物件の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

3 サービスに関する入所者からの苦情に関して、宮城県国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、宮城県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(衛生管理)

第 18 条 管理者は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症の発生又は食中毒の発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- ・当該施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を 2 月に 1 回程度、定期的で開催するとともに、その結果について、看護・介護職員及びその他の従業者に周知徹底を図る
- ・当該施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ・当該施設において、看護・介護職員及びその他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する
- ・上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う

3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 管理者は、定期的に、鼠族、害虫の駆除を行う。

( 掲 示 )

第 19 条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

( 事故発生時の対応 )

第 20 条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

3 事故が発生又は再発することを防止するため、事故が発生した場合の対応とし、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。

- ・事故が発生したとき又はそれにいたる危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業員に周知徹底する体制を整備する。
- ・事故発生防止のための委員会及び看護・介護職員及びその他の従事者に対する研修を定期的に行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第21条 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- 3 虐待防止のための指針を整備する。
- 4 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 5 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(協力病院)

第22条 協力病院は、次のとおりとする。

- |   |       |                                 |
|---|-------|---------------------------------|
| 一 | 協力病院名 | 公益財団法人宮城厚生協会 泉病院                |
|   | 診療科目  | 内科                              |
|   | 所在地   | 仙台市泉区長命ヶ丘2丁目1-1                 |
| 二 | 協力病院名 | 医療法人徳洲会 仙台徳洲会病院                 |
|   | 診療科目  | 内科                              |
|   | 所在地   | 仙台市泉区七北田字駕籠沢15                  |
| 三 | 協力歯科名 | 一般社団法人仙台歯科医師会在宅訪問・障害者・休日夜間歯科診療所 |
|   | 診療科目  | 歯科                              |
|   | 所在地   | 仙台市青葉区五橋2丁目12-2                 |

(記録と整理)

第23条 従業員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 入居者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他)

第24条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団葵会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

2 管理者は、地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

3 サービスの提供にあたっては、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わないものとする。

ただし、身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の身体状況並びに緊

急やむを得ない理由を記録するものとする。

#### 附則

この規程は、平成２９年７月１日から施行する。

この規程は、令和３年４月１日に改正する。